

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○自動車登録規則等の一部を改正する
省令 (国土交通八三)

〔告 示〕

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (外務三三二)
○紛失の届出により失効した旅券の告示 (同三三三)

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件
(財務・農林水産・経済産業八)

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二條第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める件
(同九)

○道路に関する件
(関東地方整備局三五九) (三六三)

○浄化槽の型式の認定を更新した件 (北陸地方整備局九〇)	三
○道路に関する件 (中国地方整備局一七八)	三
○道路に関する件 (九州地方整備局二〇九、二一〇)	三
〔公 告〕	
諸事項	
裁判所 破産、免責関係	三
特殊法人等 独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三條第一項の規定に基づく登録、平成二十五事業年度財務諸表 (独立行政法人水資源機構・独立行政法人海技教育機構)、東日本高速道路株式会社工事開始、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、厚生年金基金解散・清算人就任関係	四
地方公共団体 教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係	八
会社その他 会社決算公告	二

省 令

○国土交通省令第八十三号

道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第九条、第三十九條第二項、第七十六條及び第九十七條の第三項、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律 (昭和三十九年法律第百九号) 第六条並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三十一号) 第四条の規定に基づき、並びに道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律を実施するため、自動車登録規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十七日
国土交通大臣 太田 昭宏

自動車登録規則等の一部を改正する省令
(自動車登録規則の一部改正)

第一条 自動車登録規則 (昭和四十五年運輸省令第七号) の一部を次のように改正する。

別表第一中	
岩手運輸支局	岩手運輸支局の管轄区域内
岩手運輸支局	岩手運輸支局の管轄区域 (盛岡市、八幡平市、滝沢市及び紫波郡に限る。) 内
岩手運輸支局	岩手運輸支局の管轄区域 (盛岡市、一関市、八幡平市、奥州市、滝沢市、紫波郡、胆沢郡及び西磐井郡を除く。) 内
岩手運輸支局	岩手運輸支局の管轄区域 (一関市、奥州市、胆沢郡及び西磐井郡に限る。) 内
盛岡	盛岡運輸支局
盛岡	盛岡運輸支局の管轄区域 (会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡を除く。) 内
盛岡	盛岡運輸支局の管轄区域 (会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡に限る。) 内
平泉	平泉運輸支局
平泉	平泉運輸支局の管轄区域 (郡山市に限る。) 内
福島	福島運輸支局
福島	福島運輸支局の管轄区域 (会津若松市、郡山市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡を除く。) 内
福島	福島運輸支局の管轄区域 (会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡に限る。) 内
福島	福島運輸支局の管轄区域 (郡山市に限る。) 内
福島	群馬運輸支局
福島	群馬運輸支局の管轄区域 (高崎市及び安中市を除く。) 内
福島	群馬運輸支局の管轄区域 (高崎市及び安中市に限る。) 内